

令和6年度大阪府介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 今後、介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口が減少することが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、大阪府では、介護サービス事業者が介護ロボットの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、予算の定めるところにより、介護サービス事業者に対し、介護ロボット導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（令和6年6月4日付老発0604第1号別紙1）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）による指定又は許可を受け、大阪府内で別表第1に掲げる介護サービスを提供する介護事業者（以下「介護事業者」という。）とする。

2 補助の対象となる機器等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護ロボット

別表第2に掲げる要件のいずれにも該当し、介護ロボットの導入のための購入又はリース（当該年度分に限る。）に係る経費。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次のア、イ、ウに掲げる経費。

ア Wi-Fi環境を整備するための配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

ウ 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるための介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末及び介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

(3) その他機器等

別表第3に掲げる要件のいずれにも該当し、介護職員の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護職員が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると、大阪府知事（以下「知事」という。）が判断した機器等。今年度、(1)又は(2)を交付申請し導入する介護事業者に対し補助を行う。（(3)のみでの交付申請については補助を行わない。）

3 補助対象経費は、購入、リース等の契約日、支払日及び導入日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の経費（消費税及び地方消費税を除く。）に限る。なお、その間の経費であれば、第4条の申請日以前の経費も対象とする。

4 第1項に定める補助の対象者は、別表第4に定める方法にて選定する。

(補助額)

第3条 補助対象となる介護サービス事業所（以下「介護事業所」という。）ごとに、次の(1)及び(2)により、算出された額以内の金額で補助を行う。

(1) 補助率

補助対象経費の4分の3（千円未満は切り捨てる。）

(2) 基準額

基準額は、次に掲げるとおりとする。

ア 介護ロボットの導入に伴う経費

(ア) 介護ロボット1台につき移乗介護又は入浴支援の機器は100万円、その他の介護ロボットは30万円を上限とする。

(イ) 介護事業所ごとの交付申請額は500万円を上限とする。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

介護事業所ごとの交付申請額は1,000万円を上限とする。

ウ その他機器等に係る経費

介護事業所ごとの交付申請額は100万円を上限とする。

ただし、本補助金と併せて令和6年度大阪府ICT導入事業補助金を交付申請する場合は、それぞれの交付申請の合計額は1,000万円を上限とする。

なお、大阪府介護生産性向上支援センターが選考した伴走支援を受ける介護事業者については、別表第4の導入計画を2計画以上作成し交付申請する場合、又は令和6年度大阪府ICT導入事業補助金と併せて交付申請する場合、基準額及び令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金交付要綱第3条(2)基準額に関わらず、令和6年度大阪府ICT導入事業補助金の交付申請額と併せて1,000万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする介護事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、次条に規定する交付の条件その他必要な事項を交付の申請をした介護事業者に通知するものとする。

3 知事は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し、補助金等の交付の状況を確認することがある。

(補助金の交付の条件)

第6条 前条第2項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の額に100分の20以下の変更が生じた場合を除く。）又は補助事業の内容の変更（事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により導入した介護ロボット、見守り機器の導入に伴い整備した通信機器及びその他機器等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により導入した単価 30 万円以上の介護ロボット又は見守り機器の導入に伴い整備した通信機器及びその他機器等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて補助事業により導入した介護ロボット又は見守り機器の導入に伴い整備した通信機器及びその他機器等を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を大阪府に納付させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておくこと。ただし、補助事業により導入した単価 30 万円以上の介護ロボット又は見守り機器の導入に伴い整備した通信機器及びその他機器等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業により導入する介護ロボット又は見守り機器の導入に伴い整備した通信機器及びその他機器等については、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 前各号の条件のいずれかに違反した場合又は次条の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。
- (11) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定から額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第 4 号）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - ウ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者
- (12) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、介護職員の業務負担軽減やサービスの質の向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、介護職員の賃金

へも適切に還元することとし、その旨を介護職員に周知すること。(第8条第2項の効果の報告により確認する。)

- (13) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」(令和5年5月)を参考にすること。
- (14) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第8条第1項の規定に基づき、業務改善計画を作成すること。
 - ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
 - ・介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
 - ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
 - ・介護ロボットのパッケージ導入モデル
 - ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧
- (15) 補助事業者は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence:LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。
- (16) 補助事業者は、大阪府や厚生労働省等が実施する効果検証事業や介護ロボットの普及促進に向けた活用状況の調査、広報、見学等への協力及び研修会等への参加に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業者に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)
- (17) 導入効果の報告を行うとともに、介護ロボット導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、介護職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

(実績報告等)

- 第7条 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業により導入した介護ロボット又は見守り機器の導入に伴い整備した通信機器の使用状況を知事に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告は、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度以降3年度間、各事業年度終了後30日以内に行うものとする。

(業務改善計画の作成及び効果の報告・公表)

- 第8条 補助事業者は、業務改善計画を作成するものとし、大阪府及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に当該計画を提出すること。なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する補助事業者については、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則、大阪府介護生産性向上支援センターに相談すること。
- 2 補助事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、業務改善効果等を大阪府及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告すること。
 - 3 前項の報告は、当該計画で定めた内容に対する効果を確認するため、補助を受けた翌年度から3年の間行うこと。
 - 4 前各項については、別途通知する計画内容や報告内容、報告期限等に基づき、報告するものとする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金は、規則第13条の規定によるその額の確定の後、交付する。

(報告の徴取等)

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

施設・居住系サービス

介護老人福祉施設(併設型短期入所生活介護を含む。)、介護老人保健施設(併設型短期入所療養介護を含む。)、介護医療院(併設型短期入所療養介護を含む。)、(単独型)短期入所生活介護、(単独型)短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

在宅系サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

別表第2 (第2条関係)

1 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護職員の負担軽減効果がある介護ロボットであること。

2 技術的要件

次のア又はイの要件のいずれかに該当すること。

ア 経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」、「ロボット介護機器開発・標準化事業」、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。)

イ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

3 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

別表第3（第2条関係）

- 1 以下のアからエのいずれかに該当する機器
 - ア 移乗や移動を支援する機器であり別添に該当しない機器（床走行式リフト等）
 - イ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等）
 - ウ 見守りや介護業務を支援する機器・システムであり別表第2に該当しない機器・システム（バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等）
 - エ 入浴を支援する機器であり別表第2に該当しない機器（特殊浴槽等）
- 2 一般的な用途に限定される機器等ではなく、介護事業所での使用に適合するもの
- 3 販売価格が公表されており、一般的に購入できる状態にあること
- 4 補助対象経費が1台あたり30万円以上の機器

別表第4（第2条関係）

1 選定方法

介護事業者は以下①②の要件等を満たし、別途大阪府が定める方法による申込み（以下「エントリー」という。）を行うものとする。

①エントリーの要件

エントリーの募集において大阪府から別途案内する、大阪府介護生産性向上支援センターが実施する「介護ロボット・ICT活用支援セミナー」を受講していること。（対面受講、動画視聴も可）

②エントリーに係る制限事項

ア 1介護事業者につき2介護事業所までエントリー可能とし、介護事業者内での順位をつけること。

イ エントリーをする介護事業所毎に以下により導入計画を作成すること。

(1) 介護ロボットに係る導入計画は、2計画までとする。ただし、(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る導入計画を作成する場合は、1計画までとする。なお、導入計画は、別表第2の1「目的要件」における6種の場面ごとに作成し、1計画あたり1場面1機種とする。ただし、同一機種による2計画の作成は不可とする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る導入計画は、1計画までとする。

(3) その他機器等に係る導入計画は、1計画までとする。

2 選定条件（優先順）

補助の対象を選定するにあたっては、以下のいずれかの条件を満たす介護事業所とし、ア・イ・ウの順に優先して選定することとする。

なお、大阪府介護生産性向上支援センターが選考した伴走支援を受ける介護事業者については、以下アからウに優先して補助の対象とする。

ア 過去に大阪府補助金の交付を受けたことがなく、介護ロボットを導入していない介護事業所

イ 過去に大阪府補助金の交付を受けたことはないが、自己負担等でいずれかの介護ロボットを導入したことがある介護事業所

ウ 過去に大阪府補助金の交付を受け介護ロボットを導入した介護事業所。ただし、知事が認めた介護事業所。

3 選定にかかる抽選

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、以下①から⑥の項目ごとに順に選定し、予算額を超過した項目において抽選を行う。

① 2のアの条件を満たし、介護事業者内順位が1位の介護事業所

② 2のアの条件を満たし、介護事業者内順位が2位の介護事業所

③ 2のイの条件を満たし、介護事業者内順位が1位の介護事業所

④ 2のイの条件を満たし、介護事業者内順位が2位の介護事業所

⑤ 2のウの条件を満たし、介護事業者内順位が1位の介護事業所

⑥ 2のウの条件を満たし、介護事業者内順位が2位の介護事業所

上記2の大阪府補助金とは「平成28年～令和4年度 大阪府介護ロボット導入活用支援事業」及び「令和5年度 大阪府介護ロボット導入支援事業」をいう。